

各高齢者施設 管理者 殿
各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

施設療養中の新型コロナウイルス感染症患者への往診について

日頃から高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今回、県新型コロナウイルス感染症対策本部から、別添チラシのとおり、新型コロナウイルス感染症患者が療養中の高齢者施設に、往診可能な医療機関を紹介する事業の案内がありましたのでお知らせします。

つきましては、本事業の活用を希望される場合は、別添チラシに記載されている県新型コロナウイルス感染症対策本部宿泊療養班に、まずは電話により連絡していただきますようお願いいたします。

なお、往診に係る費用は、県が直接医療機関に支払いますので、施設や入所者が負担することはありません。本事業を積極的に活用していただきますようお願いいたします。

【利用のイメージ】

- ・ 発熱が数日続いている、食事や水分がとれないといった状態が続いている
 - ・ 訪問看護や電話相談等により医師の診察が必要とされた
 - ・ 施設の嘱託医や協力医療機関等の医師による対応がとれない
- ※ 緊急性の高い症状がみられたときは管轄の保健所に連絡してください。
- ※ 詳細は別添のチラシを御確認ください。
- ※ 参考：対象施設種別
- 1 特別養護老人ホーム
 - 2 介護老人保健施設
 - 3 介護療養型医療施設
 - 4 介護医療院
 - 5 軽費老人ホーム
 - 6 養護老人ホーム
 - 7 有料老人ホーム
 - 8 特定施設入居者生活介護
 - 9 短期入所生活介護
 - 10 短期入所療養介護
 - 11 地域密着型特別養護老人ホーム
 - 12 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 13 認知症対応型共同生活介護